

## 広島市立大学芸術資料館規程

平成22年4月1日

規程第107号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、芸術資料館に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 芸術資料館においては、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 芸術資料館の管理運営に関すること。
- (2) 芸術資料館の予算に関すること。
- (3) 芸術参考品の収集、保管及び展示に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、芸術資料館の運営に関すること。

(組織)

第3条 芸術資料館に、次の職員を置く。

- (1) 芸術資料館長
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な職員

(芸術資料館長)

第4条 芸術資料館長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

- 2 芸術資料館長は、芸術資料館の管理運営をつかさどる。
- 3 芸術資料館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、芸術資料館長の任期の末日は、当該芸術資料館長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 芸術資料館長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、芸術資料館長が附属施設等運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(芸術資料館長の選考の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人広島市立大学の成立後の最初の芸術資料館長の選考については、公立大学法人広島市立大学最初の附属施設長選考規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。